



親のライフワイド 学習プログラム



親のライフワイド学習プログラムの開発について

現在の日本では支援学校高等部卒業後の大学への進学という選択肢が大変限られています。うちの子にも楽しい大学生時代を味わってほしいという親の願い、いきなり働く大人になるのは不安だからまだまだ色々なことを学んでから社会に出たいという青年の願いに応える形で専攻科や福祉型専攻科が存在しています。そこで青年たちが生き生きと学んでいる姿の報告はずいぶんと増えてきました。しかし、青年の親もしっかりと学んでいますよ！という報告を聞くことは少ないように感じます。『親子みらいワーク』の最大の特徴は親を対象としたライフワイド学習プログラムを開発したことです。障害のある我が子の子育てに悩み、毎年のように子育て学習会に参加した親は多いと思います。一方、子離れ学習会に何度も参加した親は少ないと思います。子育て学習会はよく聞きますが、子離れ学習会なんて聞いたことがないですからね。仮に子離れ学習会があったとしても受講者がいるでしょうか？本音のところでは子離れしたくないと思っている親が子離れ学習会のチラシを見て「よし、受講しよう！」と思うのでしょうか？おそらく、「今はまだ大丈夫なので、その時が来たら受講しようかな」といつまでも後回しになってしまうでしょう。目標は現状維持！なのかもしれません。（笑）

実は、笑っている場合ではありません。“じりつ”は障害のあるなしに関わらず青年期のテーマです。子どもに障害がない場合の多くは子どもが社会人になると自然に大人同士の適度な距離感のある親子関係に変化していきます。青年期は心理的離乳期とも言われます。子どもが心理的離乳を求めた時に親の方がそれを理解できずに抱きしめたままでは親子の“じりつ”への歩みが進みません。しかし、子どもに障害ある場合の多くは保護者から主たる介護者へと呼ばれ方が変わるだけで、様々な介護が必要なことを前提に密着度が高いと言われる親子関係は変化しにくいものです。なにか親子の“じりつ”への道しるべのようなものがあればいいのにと感じます。「そうだ！道しるべになるような学習プログラムがあればいいんだ！」という気づきから『親子みらいワーク』という学びの発想が生まれました。

障害者の“じりつ”は、親子がそれぞれに学びながら進めていくのが理想的だと思います。親も子どもに負けずに学びましょう。例えば、子どもたちはライフステージをこのように歩んでいます。

幼少期（お母さんと一緒にいい）⇒子ども期（友だちと一緒にいい）⇒青年期（なかまと一緒にいい）
こうして親（多くの場合はお母さん）との心理的な距離を広げていきます。親がこのことを学んで、理解して、納得するだけで親子の“じりつ”への歩みが何歩も進みます。

近年は“空の巣症候群”という言葉もあります。子どもが家を巣立っていったあたりから親を感じる憂鬱で不安になる苦しみのことだそうです。子どもが巣立った後にやりたいことや目標などがあれば“空の巣症候群”の心配はないでしょう。親もライフワイド学習に取り組んで「目標は現状維持」を卒業しましょう！

『親子みらいワーク』は親と子の未来を考えるワークですから、その辺の備えについても学んでいきます。子離れ学習会という寂しい印象の学びでは決してありませんのでご安心ください。グループワークなどご自身の想いを出し合いながらともに考えてみましょう。障害者の親も主たる介護者という役割から解放されたその先の自分の人生に夢と希望を持ちたいですね。親の心の持ちよう、障害のある我が子の人生を彩り豊かにすると信じてともに学びましょう。




学習プログラム全体の紹介



「親のライフワイド学習プログラム」



 テーマ	内容
道しるべ① オリエンテーション	事前アンケート・親のライフワイド学習プログラム概要説明 自己紹介&インタビュー(事前アンケートを元にキーワードを設定して) 参加者の初顔合わせになるのでアイスブレイクを心がける。自己紹介では親子のライフヒストリーを簡単に語ってもらえるとお互いの理解が深まりやすい。話し出しやすいように事前に簡単なアンケートを実施しておくのもよい。あるいは、最初の20分程度をアンケート記入時間にして、その内容を元に自己紹介タイムにするのもよい。
道しるべ② 暮らしの場を知ろう	グループホーム・ショートステイ・入所施設について グループホームでの衣・食・住、健康・医療などを知る 参加者には暮らしの場のイメージがないことを前提に、暮らしの場の種類や制度の概要を学ぶ。できればグループホームの職員に、制度の説明に偏らないようにしながらグループホームでの実際の暮らしの様子や職員がどのようなサポートをしているのかなどを紹介してもらえるとよい。質疑応答の時間を設定しておくのもポイント。
道しるべ③ お金と制度の話 (座談会を含む)	自宅とグループホームの生活費比較、グループホームでの金銭管理について 成年後見制度、障害基礎年金、各種手当、手帳割引などの知識を得る 障害者本人の金銭管理を家族以外の支援者にゆだねることは家族にとっては想像がつかないと言っても過言ではない。グループホームに入居したら本人の家計はどうなるのか、日常の金銭管理はどうなるのかを学ぶ。また、成年後見制度を学んで障害者本人の総合的な“じりつ”についてもどのようなサポートを受けながら実現するのかを考える。このテーマで座談会を試みるのもよい。
道しるべ④ 聞いてみよう! 暮らしの場のあれこれ	先輩の親の経験を聞く(ポイント：決断⇒実行⇒その後) 職員や入居者の話を聞く(ポイント：キラリほっとなエピソード) 実際に障害のあるわが子をグループホームや入所施設に移行させた先輩の親の話はとても参考になる。講演形式が難しい場合はシンポジウム形式にして、コーディネーターからの質問に答えながら経験を話してもらうようにすると取り組みやすい。同様に職員や入居している障害者本人の話も実体験の説得力があって参考になる。
道しるべ⑤ 家族のmiraiの話 (座談会を含む)	「家族miraiシート」を記入してグループワーク的な座談会で意見交換をする 障害者とその家族の「生活地図」を記入してグループワーク的な座談会で意見交換をする 道しるべ①～④の学習を踏まえて「家族miraiシート」や「生活地図」を記入して、障害者本人のみならず家族一人ひとりの“じりつ”について考えてみる。記入することによって、親が思い描いていることを可視化して客観的にも考えられるようなきっかけにする。記入後はグループワーク的な座談会を実施すると参加者同士の刺激にもなり、“じりつ”についての考え方が広がったり深まったりする。
道しるべ⑥ みんなの“じりつ”	ショートステイを体験してみよう!(希望者) 事後アンケートを元にインタビュー・プログラムの振り返りトーク グループホームに併設しているショートステイ事業所を利用してみるなどの“じりつ”体験に一步踏み出せるとよい。ショートステイ体験を学習プログラムの必須事項にすると負担なのであくまでも希望者を対象に取り組んでみる。ショートステイ体験をした人もしていない人も、これまでの学習を振り返って事後アンケートに記入して、“じりつ”についての認識や気持ちが受講前に比べて変化しているかを確認するのもよい。

学習プログラムの準備方法

道しるべ①

参加者の初顔合わせになるのでアイスブレイクを心がける。自己紹介では親子のライフヒストリーを簡単に語ってもらえとお互いの理解が深まりやすい。話し出しやすいように事前に簡単なアンケートを実施しておくのもよい。あるいは、最初の20分程度をアンケート記入時間にして、その内容を元に自己紹介タイムにするのもよい。

学習テーマ「オリエンテーション」

事前アンケートの例

今回の学習会に参加するにあたって、現時点での親としての意識についてお聞かせください。回答はシンプルに現在の心境に当てはまる部分に○をつけてください。無記名形式。

A：じりつについての現状の意識で当てはまるところに○をつけてください。

- ① 現在の生活を続けることしか考えていなくて、じりつについてはまだぼんやり（ ）
- ② 具体的に子どもが何歳ぐらいまでにはというものはないがいつかはと思う（ ）
- ③ 子どもが50歳になるぐらいまでは自宅で一緒に生活を続けようと思う（ ）
- ④ 子どもが40歳になるぐらいまでは自宅で一緒に生活を続けようと思う（ ）
- ⑤ 子どもが30歳になるぐらいまでは自宅で一緒に生活を続けようと思う（ ）
- ⑥ 今からでもグループホームなど、じりつにむけて取り組みたい（ ）

B：以下の項目は回答できる範囲で○をつけてください。パスしてもOKです。

お題	まだ今は、無理かなー	ちょっと、不安かなー	やってみないと分からないなー	なんとかいけるかなー	いけると思う！
お試しのショートステイ体験 (まずは1泊)					
1週間のショートステイ (月～金の4泊5日)					
1か月間(30日)の グループホーム体験利用					
正式なグループホームなどへの 入居					

ショートステイ支給決定量最大14日、体験利用支給決定量年間50日（連続は30日まで）

C：じりつにむけての親の気持ちを自由に記述してください。



参加には暮らしの場のイメージがないことを前提に、暮らしの場の種類や制度の概要を学ぶ。できればグループホームの職員に、制度の説明に偏らないようにしながらグループホームでの実際の暮らしの様子や職員がどのようなサポートをしているのかなどを紹介してもらえるとよい。質疑応答の時間を設定しておくのもポイント。

グループホーム職員に講師を依頼した場合の打ち合わせの参考例

学習テーマ「暮らしの場を知ろう」

○受講者

シュレオーテの家族（主に母）11名、グループホームなど暮らしの場の興味と関心は高いが実際にわが子と離れて生活した経験はほぼない。

グループホームについてのイメージがおぼろげなのでどんな支援があるのかを知りたい。

○学習内容

- ・そもそもグループホームとは、どういう暮らしの場なのかを知る。
- ・加えて、入所施設・短期入所の概要を知る。
- ・グループホームの実際の「衣食住」の様子を知る。
- ・グループホームの実際の「健康管理」「医療受診」の支援内容を知る。

※金銭管理と実際に必要な生活費などのお金の話については次回の学習テーマにしている。

○学習方法

- ・基本形はパワーポイントを使用した講義形式＋質疑応答。
- ・次回の学習会では座談会的なグループワークを実施予定。

○講師へのお願い

- ・できるだけ写真を使用してイメージを作ってもらえるように工夫してほしい。
- ・グループホームの日常アルバムのようなパワーポイントができるとわかりやすい。
- ・職員がどんな支援をしているのかをできるだけ具体的に伝えてほしい。
- ・職員は家族（主に母）の代わりでもないし、グループホームは家と同じでもない。このことは伝えてほしい。
- ・利用者の成長やたくましくなったことなども伝えてほしい。

学習会当日の資料の参考例

☆暮らしの場を知ろう

○グループホーム（岸和田グループホームの場合）

障害のある方が4人から10人で一つ屋根の下、共同生活をしています。入居者の部屋は個室となっています。基本的に自分でできることは自分でしますが、難しいところはスタッフを1～2名配置しており、食事や入浴、悩みの相談まで様々なサポートをします。

正式事業名称：共同生活援助（訓練等給付）区分なし～区分6まで利用可能

基本的な支給決定量：31日/月 体験利用の支給決定：最大50日（連続利用は30日）

○入所施設（山直ホームの場合）

生活の場としてはグループホームと大きく変わりはありませんが、定員が40名と多く、食事、入浴など集団で行うため、時間が限られてしまうこともあり、それがしんどくなってしまう人もいます。逆に決まっているからこそ、わかりやすい人もいます。居室は個室となっていますが、人によっては玄関やロビーなどに自分の居場所を見出している場合もあります。

正式事業名称：施設入所支援（介護給付）区分4～6まで利用可能

基本的な支給決定量：31日/月 特別障害者手当は受給できなくなる

○短期入所（ショートステイと言われることが多い）[今木ホーム（グループホーム併設型）の場合]

基本的な内容はグループホームと同じです。利用されている方は自分のペースで過ごしています。部屋で過ごされる方、食堂でみんなとお話しされる方など様々です。1泊2日、3泊4日など利用する日数も様々です。慣れてくるとグループホームの利用者も「ひさしぶり」と声をかける姿もみられます。

正式事業名称：短期入所（介護給付）区分なし～区分6まで利用可能

基本的な支給決定量：最大14日（岸和田市ガイドライン）

ロングショートは、非定型の支給決定となり審査会で審議となる。

○ひとり暮らし

マンションやアパートなどを借りて、ヘルパーを利用し食事や入浴、家事、買い物などの支援を受けながら生活しています。最近はヘルパーだけでなく訪問看護を利用している人もいます。

☆グループホームでの生活について

○一日の流れ

- ・帰宅⇒夕食⇒歯磨き⇒入浴⇒服薬など⇒洗濯⇒掃除⇒部屋で過ごす⇒就寝⇒夜間の見回り
- ・起床⇒朝食⇒出発準備⇒出発

○休日の様子

- ・ヘルパーと外出、布団干し、掃除、スタッフと散歩、ティータイム、買い物など

☆グループホームで暮らしてから変わったこと

- ・洗濯、掃除など自分のことは自分でできるようになり生活習慣が変わった。
- ・ゴミ捨て、そうじ、布団干しなどの場面でスタッフを手伝ってくれるようになった。
- ・入居者会議などで自分の意見を言えるようになった。
- ・仲間と助け合い、譲り合うようになった。
- ・一人で外出できるようになった。
- ・最初は自宅に帰りたがっていたが、今では帰省時すぐにグループホームに帰りたがる。
- ・親が心配するほど、本人は不安に感じておらず、家より楽しそうに生活する姿があった。親としては嬉しくもあり、さびしくもあった。

障害者本人の金銭管理を家族以外の支援者にゆだねることは家族にとっては想像がつかないと言っても過言ではない。グループホームに入居したら本人の家計はどうなるのか、日常の金銭管理はどうなるのかを学ぶ。

学習テーマ 「お金と制度の話」

～自宅とグループホームの生活費比較、グループホームでの金銭管理について～

グループホーム職員に講師を依頼した場合の打ち合わせの参考例

○受講者

シュレオーテの家族（主に母）11名、グループホームなど暮らしの場の興味と関心は高いが実際にわが子と離れて生活した経験はほぼない。

グループホームについてのイメージがおぼろげなのでどんな支援があるのかを知りたい。

○学習内容 お金と制度の話

- ・自宅とグループホームの生活費比較
- ・グループホームで生活している実際の収支を知る。（今木ホームのケース事例で）
- ・グループホームの実際の“金銭管理”の支援内容を知る。
- ・グループホームの実際の“成年後見人制度”の活用状況を知る。

○学習方法

- ・基本形はパワーポイントを使用した講義形式＋質疑応答。 講義 40分、質疑応答 20分
- ・今回の学習会では座談会的なグループワークを実施。 グループワーク 60分

○講師へのお願い

- ・できるだけ写真や図表を使用してイメージを作ってもらえるように工夫してほしい。
- ・職員がどんな支援をしているのかをできるだけ具体的に伝えてほしい。
- ・ヘルパー利用時のお金の扱いや、グループホーム単位でのお出かけの時のお金の使い方なども伝えてほしい。
- ・作業所の給料への意識やお金を使う機会を楽しみにしている姿なども伝えてほしい。

学習会当日の資料の参考例

パワーポイントデータ 金銭管理について（利用者個人の収支例、日常の金銭管理の支援の例）

※67ページ～69ページにパワーポイント（参考例）の一部を紹介しています。

1

親子みらいワーク



『お金と制度のはなし』

2023.11.30 春日(岸和田GH)
猪尾(岸和田GH)

2

自立支援とは

本人が自らの生活と自らの責任で
営むことを基本としつつ、それだけ
では生活が維持できない場合必要
な援助を行うという考え方

—厚労省HP

本人たちが自分に
必要な支援を受け
ながら自分らしく
生活する

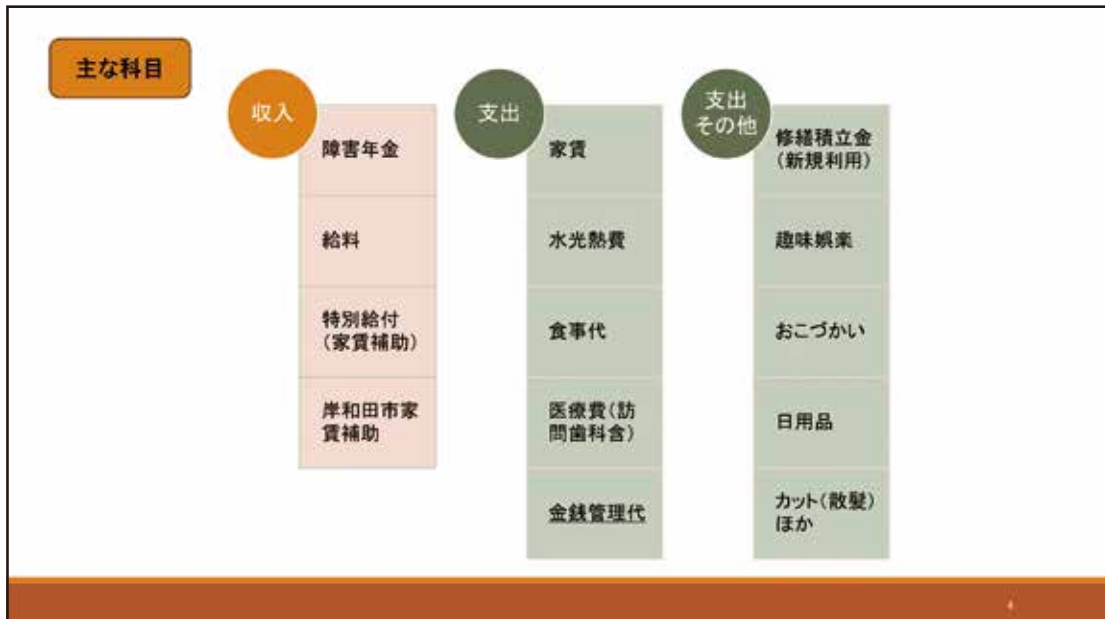
3




GHの必要経費の説明

日常どのような収入や支出があるのか？


4



5



GHで生活している実際の の収支を知る



とある1ヵ月を収支モデル3例を使い紹介

6

その前に、参考までに具体的な金額を紹介します

収入の参考

- ・ 障害基礎年金2級(年額 795,000円(66,250円/月)) 令和5年度
- ・ 障害基礎年金1級(障害基礎年金2級×1.25)(年額 993,750円(82,812円/月)) 令和5年度
- ・ 給料(ボーナス含)…作業所や作業グループにより工賃は異なる
- ・ 特定障害者特定給付費(家賃補助)…10,000円
- ・ 岸和田市家賃補助⇒援護市が岸和田市でホームが市内…家賃額によって0円～5,000円まで

支出の参考

- ・ 家賃月額(18,000円～45,000円) ※平均家賃月額 34,487円。ただし、特定障害者特定給付費含。また、生活保護利用者は家賃 39,000円までのホームしか認められない
- ・ 光熱水費…15,000円/月前後に設定 ※年度末に精算し、返金・徴収をおこなっている
- ・ 金銭管理料(預り金)…500円 ※預り金規程により別契約。ホーム担当者入出金管理をおこなう
- ・ 車輛借用料…100円/km ※通院等事業所車輛利用時に負担する

では1例目

7

●入居者Aさん(男性/岸和田市) 障害支援区分 3、療育手帳 B1 / 就労継続B型事業所

収入(152,750円)

- 年金(2級) 66,250円
- 給料 75,000円
- 特定給付費(家賃補助) 10,000円
- 雑収入 1,500円
- ※岸和田市家賃補助は0円

支出(109,500円)

- 家賃 28,500円
- 光熱水費 19,000円
- 金銭管理料 500円
- 医療費 5,500円
- 食事代 26,500円
- 趣味娯楽 1,500円
- おこづかい 25,000円
- 日用品 2,000円
- 旅行積立 1,000円
- (他)作業所昼食代支出

続いて2例目

7

8

●入居者Bさん(女性/岸和田市) 障害支援区分 4、療育手帳 B1 / 生活介護事業所

収入(148,750円)

- 年金(2級) 66,250円
- 給料 15,400円
- 特定給付費(家賃補助) 10,000円
- 岸和田市家賃補助 5,000円
- 他/先月より繰越 12,100円
- 自宅から預かり 40,000円

支出(99,800円)

- 家賃 48,800円
- 食事代 14,000円
- 光熱水費 16,000円
- 修繕積立金 4,000円
- 旅行積立 2,000円
- おこづかい 5,000円
- 日用品 8,000円
- 土曜作業所取組 1,000円
- 車輛借用料 1,000円
- (他)作業所昼食代支出

最後に3例目

8

9

●入居者Cさん(男性/岸和田市外) 障害支援区分 6、療育手帳 A / 生活介護事業所

収入(123,762円)

- 年金(1級) 82,812円
- 給料 950円
- 特定給付費(家賃補助) 10,000円
- 他/私金より入金 30,000円

支出(113,900円)

- 家賃 48,800円
- 食事代 22,500円
- 光熱水費 16,000円
- 金銭管理代 500円
- 医療費(通院)11,900円
- 医療費(訪問歯科)1,000円
- ヘルパー利用 7,200円
- 趣味娯楽 3,000円
- 日用品 1,000円
- 取組代ほか 2,000円
- (他)作業所昼食代支出

9

障害者本人の金銭管理を家族以外の支援者にゆだねることは家族にとっては想像がつかないと言っても過言ではない。成年後見制度を学んで障害者本人の総合的なじりつについてどのようなサポートを受けながら実現するのかを考える。このテーマで座談会を試してみるのもよい。

学習テーマ 「お金と制度の話」

～成年後見制度、障害基礎年金、各種手当、手帳割引などの知識を得る～

講師を依頼した場合の打ち合わせの参考例（講師 NPO 法人 成年後見共済会）

○受講者

シュレオーテの家族（主に母）11名、グループホームなど暮らしの場の興味と関心は高い。実際にわが子と離れて生活した経験はほぼない。

成年後見制度という言葉は知っているが内容は知らない。関心は持っている。

○学習内容 まずはじめに成年後見制度について教えてもらう。

成年後見制度に関する疑問を余すことなく質問する。

- ・成年後見制度のそもそもの説明を聞く。
- ・ケース事例を、施設入所している人、グループホームで生活している人、ひとり暮らしの人など親が健在の場合、親が施設入所などした場合、親が他界した場合などパターン別に教えてもらう。
- ・説明を聞いてから、疑問に思ったことや確かめたいことなどを余すことなく質問して成年後見制度に関する情報をみんなで共有する。

○学習方法

- ・基本形はパワーポイントを使用した講義形式 60分
休憩 10分 質問しやすい雰囲気にする
- ・質疑応答、それに関連する意見交換など 50分

○講師へのお願い

- ・成年後見制度の説明と成年後見共済会(大阪の民間団体)の説明が混ざらないようにしてほしい。
- ・パワーポイントで説明する方式でそのパワーポイントも資料としてほしい。
- ・成年後見共済会で対応している事例から教訓的なアドバイスをいただくと助かる。
- ・質疑応答にたっぷり時間を確保してほしい。

学習会当日の資料の参考例

パワーポイントデータ 成年後見制度について

1



2

はじめに

成年後見共済会の自己紹介

☆障害者（児）を守る全大阪連絡協議会（障連協）において「親亡きあとの障害者の生活問題」を考える中で、「障害者も成年後見制度を利用する」ことも大事であるとされて、親が会費を出し共済制で立ち上げた。会員を増やし話しあい、勉強会をしながら...

☆ 2007年（平成19年）2月20日 法人格取得。

共済会事務局が相談にのりながら会員（親・兄弟）が申立人になり、共済会が後見人候補者となる（法人後見）かたちで現在に至る。

☆現在 会員200名、後見受任44件。

☆（事務局）専従職員2名、大阪障害者センターとの兼務1名、パート職員2名

☆事務局：大阪市住吉区苅田5-1-22大阪障害者センター内 TEL06-6697-9005

3

1：何のための制度？

家族がいる、いないにかかわらず、
本人の人生において「社会生活」を支えるための制度。

- ・ 保護者（親御さん、兄弟）が、障害をもつ本人の財産や、生活にかかわる様々なことについて、その管理や介護が難しくなる時がいつ来る。
- ・ その時、どうしたらいいのか…。
- ・ 誰もがもつ、この切実な問題。

- ・ そのとき、安心して社会生活を営むことができるために成年後見制度があります。
- ・ そして、今の介護者が元気なうちでも、財産はきちんと本人のために確保して、またいろいろな社会的契約行為などについて、法的に認められた第三者にまかせることで、いざという時慌てずに済むし・・・

- ・ なにより経済的に親（肉親）と子が「自立」した生活を送ることではないかと考えます。

4

2：後見制度のなりたち

- 本人の意思決定能力が低い状態の場合に、本人の判断を他のものが補うことによって、本人を法律的に支援するための制度。民法改正で従来の「禁治産制度」に代わって制定され、2000年4月1日施行。
- ⇒高齢者や障害者の権利擁護のための制度
- ⇒明治の憲法下の「禁治産制度」は認知症や知的障害などの家人が家の財産を浪費するのを防ぐ制度。その本人の人権、権利に対しての意識はない。
- ⇒2000年は介護保険制度施行の年で、「サービス」を受けるための「契約行為」を本人に代わっておこなえる制度が必要になった。
- そして障害者福祉も「措置」から「支援費制度」となり、同じく契約の時代へ。

5

3：後見人の仕事

財産管理

ご本人の立場（なりかわって）でご本人の財産を守り、ご本人の為に使う。

〈通帳管理、収入・支出の管理〉

法的にご本人の財産（本人名義の通帳等）を管理します。

- 年金、扶養共済、各種手当、給料などの収入管理。
- 事業所への支払い、国保料・介護保険料、税金、生活費などの支出管理。
- 遺産分割・相続調停などにご本人の立場で対応。

身上保護

契約行為の代理、生活全般の見守りと主張

社会生活上必要な、いろいろな「契約」行為の代理～医療や福祉サービスの手続き、銀行、保険、住居など、本人がすることが前提の契約を代理として結ぶことが法的に認められています（後見人以外の方が契約することはできません）。
不利益な契約を解除する権限があります。

衣・食・住の状態がご本人にとって「不利益なく」保証され、健康で安定した暮らしとなっているか。特に健康、生活環境、そして本人の意思が尊重されているか、を見守り、把握します。必要な時はサービス事業所などと話し合いをもちます。

6

4：だれが後見人になるのか

- 親族の申し立て（四親等の者から家庭裁判所へ）により、家庭裁判所が的確かどうかを判断し決定します。（申し立ての際、誰にしたいか、希望はできません～希望通りになるかはわかりません）

●申立人が候補者になる ●申し立て人以外の親族 ●第三者

（希望がない場合は裁判所が第三者（専門職）を選任します）

（親族内に争いがある、適正な後見活動が期待できないなどの場合は裁判所が判断して第三者を選任することがあります。また多額の財産がある場合は後見人と別に「後見監督人」をつける場合があります）

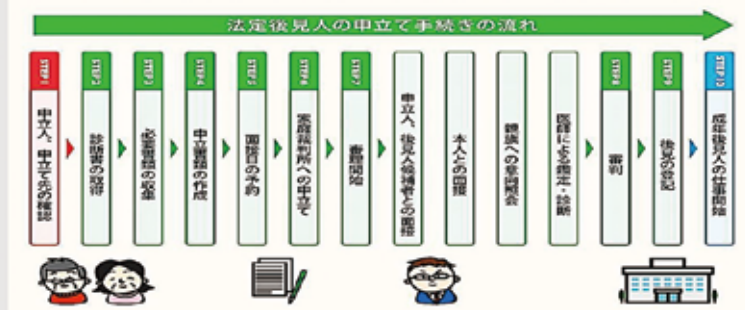
- 第三者とは～*親族以外の者（特に資格要件はないが、不適格条項はある）
 - *弁護士、司法書士、社会福祉士など専門職後見といわれるもの
 - *法人後見（社協、共済会のようなNPOなど）、市民後見などがあります。
- 「市町村長申し立て」（支援機関が後見が必要と判断し申立人該当者がいない場合は自治体の長が申立て人となる）場合は裁判所が決めます。

7

5 : 「後見申立て」とは

申立てをする裁判所	本人の住所地を管轄する家庭裁判所
申立てができる人	本人・配偶者・4親等内の親族・市区町村長
4親等内の親族とは	親・祖父母・子・孫・ひ孫・兄弟姉妹・甥・姪・叔父・叔母・いとこなど

家庭裁判所の後見係窓口にある「申立書類」一式（ホームページから入手可）に必要な事項を記入、必要書類を整えて家庭裁判所後見係へ提出（郵送）。（岸和田市は大阪家裁岸和田支部）



8

6 : 「成年後見」の種類

・任意後見～本人意思で将来の後見人を設定する。

・補助・保佐・後見
～本人の判断能力によって、医師の意見書等をもとに、最終的には裁判所がどれにするかを決定。

本人の判断能力は？	ある(身体は不自由)	ある(将来的に不安)	「法定後見制度」		
			不十分	著しく不十分	ほぼない
財産管理の方法は？	任意代理～家族らを代理人とする	任意後見制度～家族や専門家らを後見人として契約	法定後見制度～家裁が後見人を家族や専門家らの中から選任		
代理人・後見人の仕事は？	任意に決める	契約書(公証人が作成)で定める	補助	保佐	後見
預金は代わりに解約できる？	本人が代理人に委任すれば可能	契約に基づけば可能	代理権が与えられていれば可能	代理権が与えられていれば可能	可能

(注)任意後見制度と法定後見制度を合わせて「成年後見制度」という

9

7 : 後見人と裁判所の関係

一年に一回、財産管理の状況、身上保護の状況について報告義務があります（誕生日を基準に）。

「報酬」の申し立ても、同時にします。報酬額の決定は家庭裁判所がおこないます。

その他、遺産相続や高額の出費、法的な問題などについて、必要な時に裁判所へ報告し、相談します。

8 : 後見人の報酬

毎年家裁へ報告するご本人の財産の額によって、後見人が受け取る1年分の報酬額を裁判所が決定します。（被後見人から受け取る）平均的には月2万円位ですが、財産状況によって変動します。

これは、「財産管理」実務と、種々の「契約行為」、被後見人の生活する場所や日中活動の現場に足を運んで健康や生活状態を見守り把握する「身上保護」活動への「報酬」です。

しかし、ご本人の生活を圧迫するような状態になると予想される場合は（預金が少なくなるなど）、報酬額が下がる、あるいは「ゼロ」になることもあります。

共済会としては、後見制度の趣旨からいって、「報酬」について公費で補助するなどの施策が必要と考えています（実際、報酬が算定できないような財産状況の場合、報酬費補助を予算化している自治体もあります）。

10

9:いくつかの事例紹介

☆Aさん（女性52歳 療育手帳A・身体障害/後見）～母子家庭、自宅から作業所へ通所していた。母より、自分が高齢なので今後の金銭管理や事業所・役所との手続きの不安から申立ての相談。。Aさんをグループホームに入れる決断と合わせて申立て。後見開始2年後にグループホーム入所が決まった。それまでの母子の生活費は双方の年金でやりくりしていたが、グループホーム利用料をAさんの口座（障害年金振込）から支払うことで母の生活費が厳しくなるため、母は生活保護を申請する方向で考えている。

☆Bさん（男性52歳 療育手帳B2/補助）～一般就労（障害者雇用）。母子家庭だったが母が特養に入所、ひとり暮らしに。給料（月約9万円）と2級障害年金で生活。週二日ヘルパーが数日分の食事作り。あとは自分で総菜を買っている。親戚と相談支援事業所から相談。不利益な契約の恐れと、母がいたときの生活習慣で有り金すべて使い切り、家賃などの滞納あり。本人も金銭管理の不安を自覚していて手伝ってほしいとの意思。母が申立人となり「補助人」で審判。補助人が年金受け取りと公共料金（家賃・光熱水費等）引き落とし用の本人名義のあらたな口座を開設して管理し、給料が振り込まれる口座を本人が持って、日常の食費・遊興費を給料で賄うという形にした。「給料前、5000円残りました！」とうれし気な報告あり。先々のために少しでも貯金できるようにと目標設定している。

☆Cさん（男性73歳 療育手帳A）グループホームで生活（日中は作業所）。母死去（父は先に死去）により関係機関が動いて後見申立て（申立人は叔父）。70歳過ぎたころから身体機能低下、たびたび入院する。グループホーム事業者から今後の支援について責任持てないとの発信あり支援者会議繰り返して結局、介護保険利用（要介護4）で住宅型有料老人ホームへ転居。生きがいである作業所での日中活動を重視して、引き続き通所している（福祉サービス・介護保険の併用）。

☆「相続」に関わって～・相続発生をきっかけにした申立て。
・親の死去により相続手続きに後見人が関わった例。

11

最後に…

ご本人が若く、親も元気なうちはあまり必要性を感じないものです。

ただ、子の将来すべてにわたって関わることはできません。

障害の状態に関わらず、子はひとつの別の人生を歩んで行き、同時に親もひとりの人として暮らしを築きます。

「親離れ・子離れ」がいろいろ言われていますが、暮らしの場、働く場、余暇活動の場などいろいろクリアしなければいけない、しかもその社会的条件は貧しく厳しい。

後見制度は、「経済的」に親から自立すること（今は家族の経済に一緒にいるでしょうが）と、「契約」行為を本人に代わって法的に承認された形でおこなうこと、これがキモです。社会生活をひとりの独立した人間として送って行くための制度、として参考にしていただければと思います。

* 成年後見制度はまだまだ問題も多く（本人の権利を守るために意思決定支援が迫られているか、後見人が預かった財産が本人のためにきちんと管理されているかなど）、法制度の改定もこれから進むと思います。

実際に障害のあるわが子をグループホームや入所施設に移行させた先輩の親の話はとても参考になる。講演形式が難しい場合はシンポジウム形式にして、コーディネーターからの質問に答えながら経験を話してもらうようにすると取り組みやすい。同様に職員や入居している障害者本人の話も実体験の説得力があって参考になる。

学習テーマ「聞いてみよう！暮らしの場のあれこれ」 ～先輩の親の経験を聞く～

シンポジウム形式学習会の計画案の参考例

○受講者

シュレオオテの家族（主に母）11名、グループホームなど暮らしの場の興味と関心は高いが、実際にわが子と離れて生活した経験はほぼない。先輩の子離れの経験を聞いて学びたい。

○学習形式

シンポジウム形式 対面

○学習方法

シンポジスト（先輩の親：子どもが20～30歳くらい）3名にインタビュー。
同じ質問を3人にして順番に答えてもらう。

○シンポジスト

- （Tさん）入所施設で息子が暮らしている
- （Yさん）グループホームで息子が暮らしている
- （Nさん）グループホームで息子が暮らしている

○コーディネーター

（Aさん）福祉型専攻科の管理者

○質問内容の案

① 必須質問

- *名前、子どもの年齢、簡単に子どもの様子、どこの施設・グループホームにいつからいるか、日中はどこに通っているかなど、自己紹介を兼ねて
- *子どもが何歳くらいにグループホームや施設を考えはじめたか？その理由などもあれば
- *入居を決めたきっかけやタイミングは？
- *入居をして変わったところ 子ども編と家族編
- *よかった点は？すこし後悔した点があれば
- *子どものこれからの生活に何を望むか？夢や希望や目標など
- *自分自身のこれからの生活に何を望むか？夢や希望や目標など

② 出来ればしたい質問

- *ショートステイは利用しましたか？
頻度や回数など
- *週末の過ごし方
- *お金のはなし 差し支えない程度に
- *じりつした生活のためにつけておきたい力
- *なにかオススメなことなどあれば



道するべ①～④の学習を踏まえて“家族みらいシート”や“生活地図”を記入して、障害者本人のみならず家族一人ひとりの“じりつ”について考えてみる。記入することによって、親が思い描いていることを可視化して客観的にも考えられるようきっかけにする。記入後はグループワーク的な座談会を実施すると参加者同士の刺激にもなり“じりつ”についての考え方が広がったり深まったりする。

学習テーマ 「家族のみらいの話」

グループワーク形式学習会の計画案の参考例

○受講者

シュレオーテの家族（主に母）10名程度

グループホームなど暮らしの場についての興味と関心は高い。

自分自身の将来のことやきょうだいの将来について話し合う場の経験は少ない。

○学習内容 家族みらいシートを作成して、障害者本人以外の家族の将来を考えてみる。

生活地図を作成して家族以外の支援ネットワークを考える。

- ・前半のワークで家族みらいシートを作成して、障害者本人以外の家族の将来について考えてみる。障害者本人が暮らしの場へ移行する時期や、移行後の家族の生活について想像しながら家族全体のみらいを思い描く。その中で自分自身の将来の夢なども考えてみる。
- ・前半のワークで可能な人は“生活地図”を作成してみる。この時に家族以外の支援について可視化して、家族以外の支援者や支援機関についての意識をつくる。
- ・ポイントは、ゆくゆくは自分たち家族以外の存在が子どもの人生の支え手になることを具体的に見通すこと。

○学習方法

- ・個別でシート作成のワークタイム 30分
- ・シート作成後はグループワーク 75分
- ・グループワークの発表 15分

できればファシリテーターがそれぞれのグループを分かれて担当する。つかず離れずサポートする。グループ分けは3～4人の小グループにしてみんなが発言できるように配慮する。

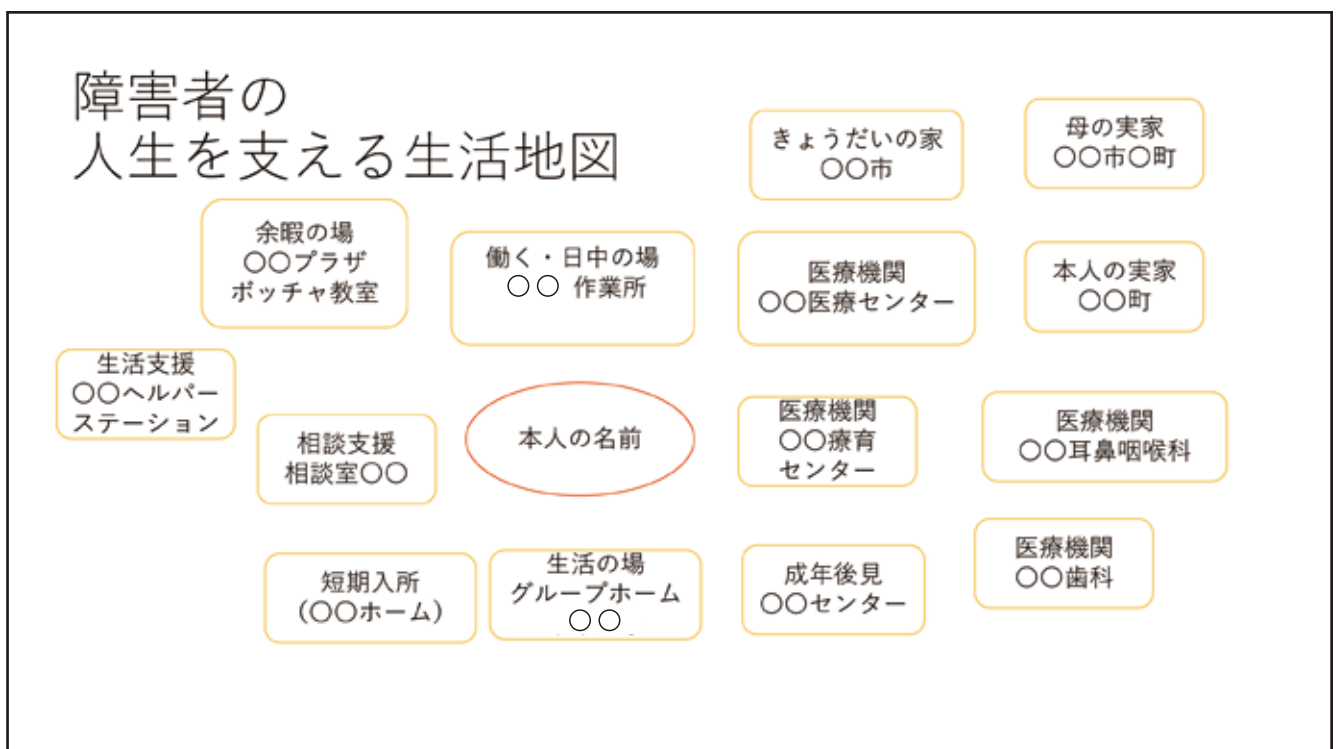
家族みらいシート

このシートは提出不要です。自由に思い切って書きましょう！

(すべてのマスに記入しなくても OK です)

誰にも見せられない内容を書いている場合はご自身で責任をもって管理するか、廃棄などをお願いします。

	5年後（本人 歳）	10年後（本人 歳）	すぐく先のいつかは
本人 （現在 歳）	歳	歳	歳
母	歳	歳	歳
父	歳	歳	歳
きょうだい・ 祖父母など	歳	歳	歳



グループホームに併設しているショートステイ事業所を利用してみるなどのじりつ体験に一步踏み出せるとよい。ショートステイ体験を学習プログラムの必須事項にすると負担なので、あくまでも希望者を対象に取り組んでみる。ショートステイ体験をした人もしていない人も、これまでの学習を振り返って事後アンケートに記入して、“じりつ”についての認識や気持ちが受講前に比べて変化しているかを確認するのもよい。

学習テーマ 「みんなのじりつ」

～ショートステイを体験してみよう！～

ショートステイ体験プログラムの参考例（事業所と家族会が共同で実施する場合）

○受講者

シュレオーテの家族（主に母）10名程度、グループホームへの移行など暮らしの場についての興味と関心は高い。ショートステイは使ってみようと思っているが未経験の人が多く。

○学習内容

入所施設やグループホーム、ショートステイ事業所等の暮らしの場を見学する。

実際にショートステイに取り組んでみる。

○学習方法

- ・シュレオーテ家族会で入所施設やグループホーム、ショートステイ事業所などの暮らしの場の見学会を企画して見学希望者を募る。家族主体の家族同士の取り組みという形にする。
- ・ショートステイ事業所などの暮らしの場の見学会の後に、ショートステイの利用契約説明会を企画して希望者を募る。
- ・ショートステイ事業所の契約をした人は、日程を調整して初めての利用に取り組んでみる。
- ・「はじめてのショートステイ・親のキモチ」という題名で手記を作成する。または体験談を報告し合うような場を設定する。この時にショートステイに取り組まなかった人も参加できて体験談を聞ける場になるとよい。

ショートステイの概念を整理

ショートステイを利用することについて、みなさんはどんな印象をお持ちでしょうか？ ショートステイの正式な制度名称は“短期入所”と言います。ショートステイという呼び方が一般的になっているのでこの冊子ではショートステイという名称を使用しています。

ショートステイはその利用目的によってずいぶんと印象が変わると思われれます。以下に代表的な利用目的を3つ紹介してショートステイの概念を整理します。

① 緊急利用のショートステイ

主たる介護者が急に入院することになった場合などに緊急で利用する。

② レスパイトケア目的のショートステイ

主たる介護者の介護負担を軽減することを目的に利用する。

③ 体験利用のショートステイ

将来の“じりつ”に向けて親元を離れての生活の練習を目的に利用する。

「親子みらいワーク～みんなのじりつの道しるべ～」の中で扱っているショートステイは③の体験利用のショートステイであり、①の緊急利用や、②のレスパイト利用とは目的が違っています。主たる介護者である親の健康状態は問題ないけれども、将来を見据えて親元を離れて生活することのイメージを持つことや、自分でできることは自分ですという経験を重ねるなど、“じりつ”へのステップアップとしての位置付けです。体験利用のショートステイは親にとっても子にとっても初めは不安や緊張が伴うかもしれませんが、徐々に慣れていきながら親子の距離感が年齢相応のいい距離感に広がっていくという良さがあると考えて学習プログラムに組み込んでいます。

親子みらいワークのトライアル学習を通して何組かの親子が初めてのショートステイ利用に踏み出しました。青年期にこの一歩を踏み出せると将来の親子の“じりつ”に良い影響をもたらしてくれるのではないかと考えています。次に初めて体験利用のショートステイを経験した親子の手記（執筆は親）を紹介します。

はじめてのショートステイ・親のキモチ

○子どもの紹介

明るく、大きな声で笑ったりもしますが、人見知りで新しい場所、初めてのことが苦手で自分から進んでしようとはせず、無理にさせようとする、時には強く拒絶します。回数を重ね、慣れてくるとふざけてくるので、そうなるとう度はケガをしないかなど、目が離せなくなります。相手の言っていることへの理解はある程度ありますが、質問されたことに答えられる力や、自分から必要な時に相談したり、支援を求めたり、考えを適切に伝えることはまだ上手くできません。

○ショートステイ利用のきっかけ

子どもが安心できるような場所を家以外にも作っておく必要があると、以前から思っていました。そんな時、今木ホームを家族会から見学させてもらい、実際に利用されている方のお話をお聴きし、親子みらいワークで聴いたお話、また同じ法人内にあるということや、事業所の仲間達もチャレンジしているというのも大きなきっかけとなりました。

○ショート当日までのこと

親以外の人に、慣れた家のお風呂に入れてもらおうと居宅介護の準備をしました。ただ、受給者証が無かったので、発行されるまでは、すでに持っていた移動支援で、ヘルパーさんに慣れるよう、近くのお店でお買い物をするところから始めました。何度か行くうちに慣れてきたので、お風呂にチャレンジ。最初は怖がったり、嫌がったりしていましたが、今では慣れて、笑い声も聞こえてくるようになりました。また、

Aさん

子どもと一緒に今木ホームへ見学にも行きました。子どものこと、普段している対応、お願い事項などをお伝えし、確認していきました。子どもは「行かない!」と言っているし、介助量も多いし…等の状況で利用させてもらって大丈夫だろうか…、でもチャレンジしてみたいという両方の思いがありました。

○ショート当日のこと

見学に行った時、子どもが玄関先から中に入れず、そわそわ、おどおどしていましたし、家でも学校の宿泊を伴う行事でも、部屋に一人で寝ることが今まで一度もなかったのも、大丈夫だろうか…と不安で一杯でした。当日、子どもを連れて行った際も、伝え忘れないか、確認しておくことは他にないか、と思いながら子どもを託して、今木ホームを出ましたが、迷惑をかけていないだろうか、泣いていないだろうか…等で、中々帰ることが出来ず、しばらく近くのスーパーにいました。とはいえ、いつかは帰るので、何かあってもすぐに迎えに行ける距離だと切り替え、帰りました。

○はじめてショートを利用して思ったこと

翌日迎えに行った際、子どもの様子を見ると、子どもなりに、誰に頼れば良いのかを考えて、過ごしていたように思いました。課題はありましたが、気になっていたショートが出来たことにホッとし、関わってくださったたくさんの方々本当に感謝でした。子どもが慣れていってくれるのはもちろんですが、親も慣れていくのに時間がかかると思いました。私たち家族に合ったペースで慣れていけたらと思います。

シュレオーテ 3 年目です。20 歳ダウン症の男性です。親以外の人と泊まるのは、修学旅行以外やったことがありませんでした。人見知りで、初めての場所が苦手で、ひとりで泊まるなんて絶対無理！ショートステイなんて考えたこともありませんでした。シュレオーテに通い始めて、同い年の友達がショートステイを利用している話を聞くと少しあせりもありましたが、うちは無理！という気持ちの方が強く実行に移すことができませんでした。

その後グループホームの見学会に参加する機会があり、とりあえず契約だけでもと思い行った時に、たまたま空きがあり、思いきって利用の申し込みをしました。ショートステイに行くことを子どもにどのように話そうか悩みました。シュレオーテが終わってから、よその家で泊ることを話して、大好きなタブレットを持って行ってもいいことを話すと、一応納得はしていました。

当日の朝、泊る用意の入った大きなカバンを見ていつもと様子が違い、部屋に隠れたり、固まって動かなかったり、送迎の車になかなか乗ることができませんでした。

いつもは、子どもが帰って来て翌朝送り出すまでが、毎日とても大変でしたが、これが生活の一部になっていました。一生これが続くとかきらめていたので、初のショートで子どものいないこの時間が夢のような

Bさん

時間でした。私にはこんな時間を過ごすことはもうないとあきらめていたので、今はどうしているかな？楽しく過ごしているかな？などいろいろ心配はありましたが、それよりも、いつもは大変なこの時間が快適でした。次の日は、いつも通りシュレオーテの送迎で機嫌よく帰って来ました。ひと皮むけた様に感じました。

平日シュレオーテが終わってからショートステイを利用して、翌朝またシュレオーテへ行くという流れだったので、ショートステイで嫌な思いをしたらシュレオーテにも行けなくなるのではないかという心配もあり、利用することにとまどいもありましたが、楽しかったみたいで、「また行く？」と聞くとうなずいてくれました。

利用することに不安がいっぱい、一歩がなかなか踏み出せませんでした。親の心配しすぎで、子どもの力をセーブしているのではないかなと思いました。利用することにとまどっている時、背中を押してください方ありがとうございます。感謝でいっぱいです。子どもと離れる時間は、親にとって必要な時間だと思うし、子どもにとっても必要な時間だと思います。今はまだ月1回の利用ですが、少しずつ回数を増やせたらいいなと思っています。

息子は、シュレオーテに通っています。

染色体異常により身体が大きくなりやすく知的障害もありますが小さい身体で毎日がんばっています。人が好きで誰にでもフレンドリーで世話されるよりしたい方です。

ショートステイは利用したいなあと思うていましたがなかなかきっかけもなく一歩がでませんでした。親子みらいワークできっかけを頂きトントンと進めることができました。

祖父母が毎週土曜日お泊りをさせてくれていましたが両祖父が亡くなってからお泊りすることもなくなり両祖母も高齢なため息子のオムツやお風呂など力のいるお世話もしんどくなってきたと思います。

私もちょっと一息つく日もなくなり気持ちも身体も疲れていた所でしたのでちょうど契約が進んですぐにショートステイを利用できたのでとても助かりました。利用当日は一緒に中まで入って部屋を一緒に確認したりしました。初めての場所に初めての人ばかりできょとんとしていましたが照れかくしに苦笑いしたりちょっと踊ってみたり。私が「帰るね」と言うと無表情でバイバイしてくれましたが帰ったあともなんとかなるだろうと不安もありましたがお任せしました。次の時に聞くと楽しそうにしていたようだったので安心しま

Cさん

した

小学校に入ったばかりの妹がいるので学校も少し遠いので朝と帰りの送迎が重なったりで毎朝バタバタでしたがショートステイを利用した日の朝は起きてこない娘をゆっくり起こしてあげたり、ゆったりした朝に感激でした。気持ちもリセットできたことにうれしく思い、また、うまく利用を続けていきたいなと思いました。

○子どもの紹介

息子は我が家の次男として 2006 年に生まれました。現在18歳です。4歳の時に広汎性発達障害・自閉症と診断されました。こだわりが強く、言葉の遅れもありましたので、コミュニケーションがとりづらく大変でした。小学校は兄が通う地域の小学校に入学しましたが、参観日・運動会・マラソン大会、集団で何かする時にはよくパニックを起こして大変でした。そんな息子ですが支援学校中学部に入学した後は格段にパニックが減り、毎日落ち着いて穏やかに学校に通えるようになりました。やはり支援学校の環境が息子には合っていたようです。卒業後は学びの場「シュレオーテ」で自立（自律）を目指して仲間とともに学んでいます。

○ショートステイを考えたきっかけ

高等部の時に学校のPTA行事で「親亡き後…」についての講演を聞いたことがきっかけです。これから両親が歳をとっていき、いつか子どものことをみれなくなったら、子どもはどうなるのか？兄弟に頼るにしても負担にならないか？など、とても不安に思いました。ならば、息子が誰かに力を貸してもらいながらも自立できるように準備をしておけばいいのだと思いました。

○ショートステイに取り組むまでの気持ち

卒業後、とりあえず新しい環境に慣れてからショートステイは考えていけばいいかと思っていました。まず、ショートステイとは何かを息子がわかるように説明しない

Dさん

といけないし、どうやって説明するのか？言葉だけではわかりづらいので、写真や文章を用意しないと（視覚優位なので）いけないな…。でも、拒否されたらどうしよう…。嫌がるかな…。考えれば考えるほど不安が先立ち、もう少しあとでもいいかなと私は思っていました。そして「シュレオーテ」に通うようになって半年ほど経ったとき、同じ事業所の仲間がショートステイを利用している話を耳にするようになったみたいです。その影響を受けて突然「俺も今木ホームいきたい！」と言ってきました。私はびっくりしたのですが、とにかくこれはチャンスだ！説明も大事だけど実際に目で見た方が早いかも？と思い、本人と一緒に見学させてもらいました。ホームの中を案内してもらい1日の過ごし方や心配なことなど質問しました。本人の様子をみてもこちらなら大丈夫そうだと安心しました。

○ショートステイを利用してみて

初めは子どもより親の方が不安でしたが3ヶ月が経ち、ようやく慣れてきました。今は2泊3日を月2回利用しています。ホームではお風呂、夕食（食器洗い）、洗濯を済ませて自室で好きなゲームやiPadで動画をみたり、本を読んだり自由に過ごしているようです。世話人さんに助けをもらいながら、身の回りのことができるように頑張っていて取り組んでいます。今はショートステイにいけることを楽しみにしているようです。これからも続けていくことで、将来グループホームで生活していく力をつけることができると思っています。

受講後アンケート

学習会に参加して、現時点での親としての意識についてお聞かせください。回答はシンプルに現在の心境に当てはまる部分に○をつけてください。無記名形式。

A：じりつについての現状の意識で当てはまるところに○をつけてください。

- ① 現在の生活を続けることしか考えていなくて、じりつについてはまだぼんやり（ ）
- ② 具体的に子どもが何歳ぐらいまでにはというものはないがいつかはと思う（ ）
- ③ 子どもが50歳になるぐらいまでは自宅で一緒に生活を続けようと思う（ ）
- ④ 子どもが40歳になるぐらいまでは自宅で一緒に生活を続けようと思う（ ）
- ⑤ 子どもが30歳になるぐらいまでは自宅で一緒に生活を続けようと思う（ ）
- ⑥ 今からでもグループホームなど、じりつにむけて取り組みたい（ ）

B：以下の項目は回答できる範囲で○をつけてください。パスしてもOKです。


お題	まだ今は、無理かなー	ちょっと、不安かなー	やってみないと分からないなー	なんとかいけるかなー	いけると思う！
お試しのショートステイ体験 (まずは1泊)					
1週間のショートステイ (月～金の4泊5日)					
1か月間(30日)の グループホーム体験利用					
正式なグループホーム等への 入居					

ショートステイ支給決定量最大14日、体験利用支給決定量年間50日（連続は30日まで）

C：じりつにむけての親の気持ちを自由に記述してください。（無理に書く必要はありません）

※あえて受講前アンケートと項目を全て同じにしています。受講前アンケートで記入した○印や自由記述の内容と比較してみるのもよいでしょう。

受講前アンケートとト受講後アンケートの回答の変化



「親子みらいワーク ～みんなのじりつの道しるべ～」
シユレオーテ家族対象学習会
受講前アンケート

今回の学習会に参加するにあたって、現時点での親としての意識についてお聞かせください。回答はシンプルに現在の心境に当てはまる部分に○をつけてください。無記名形式。

A:じりつについての現状の意識で当てはまるところに○をつけてください。


- ① 現在の生活を続けることしか考えていなくて、じりつについてはまだぼんやり ()
- ② 具体的に子どもが何歳ぐらいまでにはというものはないがいつかはと思う (○)
- ③ 子どもが50歳になるぐらいまでは自宅で一緒に生活を続けようと思う ()
- ④ 子どもが40歳になるぐらいまでは自宅で一緒に生活を続けようと思う ()
- ⑤ 子どもが30歳になるぐらいまでは自宅で一緒に生活を続けようと思う ()
- ⑥ 今からでもグループホームなど、じりつにむけて取り組みたい ()

「親子みらいワーク ～みんなのじりつの道しるべ～」
シユレオーテ家族対象学習会
受講後アンケート

学習会に参加して、現時点での親としての意識についてお聞かせください。回答はシンプルに現在の心境に当てはまる部分に○をつけてください。無記名形式。

A:じりつについての現状の意識で当てはまるところに○をつけてください。

- ① 現在の生活を続けることしか考えていなくて、じりつについてはまだぼんやり ()
- ② 具体的に子どもが何歳ぐらいまでにはというものはないがいつかはと思う ()
- ③ 子どもが50歳になるぐらいまでは自宅で一緒に生活を続けようと思う ()
- ④ 子どもが40歳になるぐらいまでは自宅で一緒に生活を続けようと思う ()
- ⑤ 子どもが30歳になるぐらいまでは自宅で一緒に生活を続けようと思う ()
- ⑥ 今からでもグループホームなど、じりつにむけて取り組みたい (○)



B:以下の項目は回答できる範囲で○をつけてください。パスしてもOKです。

お題	まだ今は、無理かなー	ちょっと、不安かなー	やってみないと分からないなー	なんとかいけるかなー	いけると思う!
お試しのショートステイ体験 (まずは1泊)			○		
1週間のショートステイ (月～金の4泊5日)		○			
1か月間 (30日)のグループホーム体験利用	⊗	○			
正式なグループホーム等への入居	○				

ショートステイ支給決定量最大14日、体験利用支給決定量年間50日 (連続は30日まで)

B:以下の項目は回答できる範囲で○をつけてください。パスしてもOKです。

お題	まだ今は、無理かなー	ちょっと、不安かなー	やってみないと分からないなー	なんとかいけるかなー	いけると思う!
お試しのショートステイ体験 (まずは1泊)					
1週間のショートステイ (月～金の4泊5日)			○		
1か月間 (30日)のグループホーム体験利用	⊗	○			
正式なグループホーム等への入居		○			

ショートステイ支給決定量最大14日、体験利用支給決定量年間50日 (連続は30日まで)

ユーススコラ鹿児島 視察研修報告

2024年1月に鹿児島県にある『社会福祉法人麦の芽福祉会 ユーススコラ鹿児島』を見学させていただきました。この日は年に一度の『スコラ祭』直前という本当にお忙しい中、米衛政光前学園長と、西園健三現学園長が丁寧にお話してください、多くの学びを得ました。その中で、特にじりつに向けて大切だと思ったことを中心に報告いたします。

ユーススコラ鹿児島は「もっと自分探しを続けたり、仲間とのかかわりを通して失敗したり悩んだりしながら、青年期を豊かに膨らませてやりたい！」という保護者の願いから、2017年に開校した“福祉事業型専攻科・大学”です。福祉事業の生活介護、自立訓練、就労移行支援を活用し、現在39名の学生が通っています。“大学”には「4年間の学びをしたい」「大学の学生たちも障害のある青年たちも一緒だ」という思いを込められています。ここでは「失敗してもいい」「いろいろなことにチャレンジしてみよう」と学生へ働きかけ、79 転び 80 起きしながら“ま

んざらでもない自分”を感じ“自分づくり”ができるように支援されています。

ユーススコラ鹿児島を卒業したある学生のお話をきかせていただきました。その学生は自分の思いをうま



中庭があり、園内に光が差し込んで明るい雰囲気でした

く表現できず、支援学校高等部時には職場実習で作業の遅さを指摘されたことで、パニックを頻繁に起こすようになり自信を失っていたそうです。そんな彼がユーススコラ鹿児島と出会い、4年目で取り組む『自分史』作りの中で自分を振り返りました。「過去に色々あって辛すぎた。でもここでいい人たちに出会えてよかった。今が一番楽しいです。最後には起き上がってここまで来た。いっぱい失敗したけど、何も言われなくて、とりあえずやってみたらって言ってくれた。かっこいい大人になりたいと思います」と話していました。その学生は卒業して働き始めましたが、先輩から注意されて色々ありながらも、現在は次の場所を見つけて働いています。以前だったら引きこもったり、荒れて物を壊したりしたと思いますが、上手に自分で乗り越えられているそうです。

ユーススコラ鹿児島開所と同時に、共同生活援助と短期入所を活用した学生寮『パシオンなないろ』も開設し、9名の学生がそこで暮らしながら通学していま



学生たちが取り組んだテーマ研究も見せていただきました

す。地域のグループホームで暮らしている学生もいます。グループホームでは「みんなで鍋パーティーがしたい」という意見が学生から出ることがあります。大学生のように鍋パやタコパなんかして飲んで語ったりするのはごく自然なことで、そんな願いが学生から出てくるのが大事だと西園学園長は話されていました。パシオンなないろでは、比較的障害の重い学生が暮らしており、中には親が心配してホームに来られることがあります。すると言葉で言えない学生が親を押し返す姿がありました。「ここはもう自分の場所なんだ」と言っているように見え、重い障害のある人でも18歳を過ぎると親からじりつしたいという気持ちをもつのだと思われたとのことでした。

ユースコラ鹿児島では保護者会で学習会をされており、資料も見せていただきました。講師の清原浩先生（福祉生活協同組合むぎのめ理事長、臨床心理士、鹿児島大学名誉教授）は以下のように語られていました。「青年期初期ってどんな時代かという、第一に親離れ大人離れの時期です。親は一生活動の面倒を見なくては、と勝手に途方に暮れています。そして子どもに一層辛く当たってしまうこともあります。親のその気持ちは理解し支援も必要と思いますが、さらにもう



朝に施設の掃除をする学生たち



米衛前学園長が学園内を案内していただきました

一層広い視点もあってよいと思います。障害年金の受給、障害者就労移行・継続事業所での福祉的就労さらにはグループホーム・福祉ホームでの生活という生き方です。グループホーム・福祉ホームは本人にとってははじめは寂しいところもあるかもしれませんが、親から解放された自由な生活でもあります。こうして親子が一定の距離を保つことによって相互がホッと、前より一層よい関係になっていきます。こんな風に親から自立していけるのです。また社会にとってはこうした支援は責務で、合理的配慮でもあります」

他にも、麦の芽福祉会が障害のある人やその家族の困ったことに応え続けられていること、いつも障害のある方を主人公にして考えておられること、理念や実践内容を文章にして新しい職員へ継承され続けておられることなどをお聞きし、私もがんばらないと奮い立たされる思いでした。またじりつに向けての親の葛藤する思いがあることもお聞きし、家族と学びながら一緒にゆっくり考えていける職員でありたいと、あらためて思いました。

(作業部会 大坪 友美)

編集後記

月に2、3回顔を合わせて、親子の課題、成長、学び、将来などなどについて、あーでもない、こーでもないと言合う。振り返ってみると、忙しい毎日の中で、こんな機会はめったにない貴重なものだったなあと思います。まるで青春時代に、答えが出るようで出ないものについて考えているような…。でも、あの頃と違って、会話やワークショップの中から方向性を導き出し、形にする力も、責任も感じながら、プロジェクトは進んでいきました。

親子の関係と一口にいても、時代と共に変化、多様化しています。そして、IT 技術の進化やグローバル化、少子高齢化、人口の都市集中の問題などの時代背景とともに、福祉制度も変化してきました。そんな親子関係を取り巻く歴史や制度の移り変わりに加え、現在を生きる家族、当事者の声、支援者の考える課題を共有しながら、どんなまなびが提案できるのか…。考え方を押し付けるのではなく、それぞれのステージでの“気づき”に繋がるような提案になるように・・・文字にするとなんとも難しいテーマ。でも、実際には、「この学習おもしろー！自分もやりたいわあ！」「それはなんか活かせそうなネタやねえ！」「これは未知数やなあ！トライアル学習どうなるやろう！？」と、和気あいあいとしゃべって、「もうこんな時間やねえ、終わりましたよか〜、すごい進んだ気がするなあ！」と笑って、またそれぞれの仕事場へと戻っていました。そして、次の回にはそれぞれに話したことをちょっと形にして持ってくるマジメさもあるのが、みんなえらい！いいバランスのチームでした。

検討委員会でいただいたアドバイスをフィードバックし、新たな視点を加えて考えることで深まったプログラムも多々ありました。特にライフワイドの視点は、今回のプロジェクトを考える中でぴったりだと感じ、タイトルにも加えさせていただきました。國本先生、使用を快諾してくださり、ありがとうございます。

今回のプロジェクトが、また新たな取り組みの道しるべになっていくと幸いです。ご協力をいただいた全ての方々に感謝を申し上げます。ありがとうございます。



親子みらいワーク

ライフワイドの視点で取り組むみんなのじりつの道しるべ

発行日 2025年3月21日

編著 日本財団 2023年度助成金事業
「重度障害者の自立支援学習プログラムの構築」検討委員会

発行所 社会福祉法人いずみ野福社会
〒596-0808 大阪府岸和田市三田町 1336
TEL 072-445-5373 FAX 072-445-1427

印刷・製本 社会福祉法人いずみ野福社会 東山自立センター

この冊子は日本財団 2023年度助成事業の成果物として発行しています。

Supported by



THE NIPPON
FOUNDATION